

令和7年4月28日

関係者各位

株式会社 タ ガ ヤ ス
保 全 管 理 人 山 本 幸 治

スポンサーの募集に関するお知らせ

株式会社タガヤス（以下「当社」といいます。）は、令和7年4月25日、大阪地方裁判所に会社更生手続開始の申立てを行い、同日付で裁判所から発令された保全管理命令により、当職が保全管理人に選任されました。

今後につきましては、大阪地方裁判所の監督の下、保全管理命令と同時に発令された調査命令によって調査委員に選任された稲田正毅弁護士による調査に協力しながら、事業支援者（スポンサー）の募集手続を開始し、従業員とともに当社の早期の事業再建に向けて最大限の努力を図ってまいります所存です。

つきましては、当社の事業支援者（スポンサー）となることにご関心をお持ちの場合には、会社名（ご担当者名）・連絡先と共に下記連絡先までご連絡をいただきますようお願い申し上げます。

記

<連絡先>

〒530-0005 大阪市北区中之島3丁目2番4号

中之島フェスティバルタワー・ウエスト11階

きっかわ法律事務所 株式会社タガヤス スポンサー選定 担当係

TEL：06 - 4708 - 5671

email：sp-ks@kikkawa-law.net

担当者：保全管理人 弁護士 山本 幸治

保全管理人代理 弁護士 渡邊 直樹、坂井 俊介

以 上